

1 対象の考え方について

Q1-1	エネルギー使用量を計上する範囲はどこまでが対象か？
	札幌市内にある事業所の合計を計上してください。
Q1-2	常時使用する従業員数の数え方は？
	期間を定めない、または1ヶ月を超える期間で使用している従業員の数です。パート、嘱託、他社からの出向者を含めません。別会社への出向者、役員は含めません。ただし役員が一般職員を兼ねて一定の職務に就いている場合は含めてください。
Q1-3	事業所面積に駐車場も含めるのか？
	青空駐車場は含めません。駐車場が建築物となっている場合は含めてください。
Q1-4	テナント部分はどこが計上するのか？
	テナント側が計上してください。ビルオーナーはオーナー自身が使用している部分について計上してください。
Q1-5	証券化ビルはどこが計上するのか？
	テナント部分はテナントが、オーナー部分は特別目的事業体(受益者)が計上してください。
Q1-6	管理を委託している場合は、どこが計上するのか？
	委託者が計上してください。
Q1-7	省エネ法や北海道地球温暖化防止対策条例では、敷地外を走行する自動車は対象外としているが、札幌市での扱いはどうか？
	札幌市では、敷地外を走行する自動車についても、台数やエネルギー使用量を計上する必要があります。

2 計画の立て方について

Q2-1	計画期間は何年間か？また、目標の基準値はどう決めればよいか？
	計画期間は原則、3年間としています(指定管理者は除く)。基準値は、計画年度の前年度の実績値を想定していますが、独自に設定しても構いません。 Q5-1参照
Q2-2	ISO14001などの認証取得を取っていて、計画の年数を揃えたいが可能か？
	計画の年数を認証に合わせることは構いません。ただし、年度の集計は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

Q2-3	毎年、床面積や自動車台数が大きく変動するので目標値を立てにくいがどうすればよいか？
	床面積、従業員や走行距離あたり削減量を目標とすることも可能です。

Q2-4	札幌市で定める削減目標値はあるか？
	ありません。事業者ごとに設定して下さい。

3 自動車使用管理計画について

Q3-1	フォークリフトや重機は自動車台数に含めるのか？
	含めます。二輪車、被けん引車を除き、公道を走れるものを含めます。

Q3-2	レンタカーや試乗車は自動車台数に含めるのか？
	不特定多数の者が短期間使用するレンタカーや試乗車は含めません。従業員が使用するため1年以上借り受けている自動車は含めます(1年未満である場合は含めません。)

Q3-3	環境保全行動計画策定義務はあるが、自動車使用管理計画策定義務はない場合、ガソリンなど自動車燃料使用量を記入する必要はあるのか？
	自動車燃料も記入する必要があります。

Q3-4	自動車使用管理計画策定義務はあるが、環境保全行動計画策定義務はない場合、自動車燃料以外の燃料を記入する必要はあるのか？
	自動車燃料だけで結構です。事業所使用部分を記入する必要はありません。

4 別紙3設備概要報告シートについて

Q4-1	テナントとして入っている場合、面積、階数、改修等はどう記入すればよいか？
	面積は使用部分、階数は空欄、改修等はわかる範囲で記入してください。

Q4-2	改修等はどの程度の範囲で記入すればよいのか？
	過去5年程度以内に行った改修について記入してください。

5 提出について

Q5-1	様式に「一般事業者用」と「指定管理者用」があるが、どちらを使えばよいか？
	指定管理者とは、札幌市から公の施設の管理を任されている事業者を指します。それ以外の方は「一般事業者用」を使用してください。わからない場合はお問い合わせ下さい。なお、指定管理者は指定管理の期間が通常4年間のため、計画期間も4年間としています。

Q5-2	押印は必要か？
	必要ありません。

Q5-3	代表者は支店長や工場長でもよいか？
	条例にかかる諸手続を責任を持って行える者を代理人として委任することができます。このとき委任状を提出する必要はありませんが、社内で適切な処理を行ってください。

Q5-4	省エネ法に基づき国へ報告している場合も札幌市に提出する必要があるのか？
	省エネ法とは報告を求める目的・趣旨が異なるものですので、それぞれ別々に提出する必要があります。

Q5-5	計画期間の途中で対象となる規模要件を満たさなくなったが、報告書を提出する必要があるか？
	対象規模要件を満たさなくなった場合でも、計画期間中は報告書を提出する必要があります。

6 北海道地球温暖化防止対策条例との関係について

Q6-1	事業所が札幌市内のみにあり、規模要件に該当する場合の扱い
	札幌市へ提出してください。北海道への提出は不要です。

Q6-2	事業所が札幌市内と札幌市外にあり、札幌市内の事業所の合計が規模要件に該当する場合の扱い
	札幌市と北海道それぞれに提出する必要があります。各様式が異なりますのでご注意ください。

Q6-3	事業所が札幌市内と札幌市外にあり、全体の合計は規模要件に該当するが、札幌市内の合計は規模要件に該当しない場合の扱い
	北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、北海道へ提出してください。札幌市への提出は不要です。